

金利引下げの特約【ローン契約（金銭消費貸借契約）規定の特約】

・本特約は、原契約の借入要項に金利引下げ幅、金利引下げの適用期間の定めがある場合に適用されます。

第1条（借入利率の引下げ）

- （1）借入日現在における金利引下げ幅、金利引下げの適用期間、借入利率は、原契約の借入要項に定める通りとします。
- （2）原契約の借入要項に定める借入利率は借入日現在のものであり、今後原契約の定めに従って変更されるものとします。

第2条（借入利率の引下げ条件）

本ローンが延滞した場合、または銀行が債権保全を必要とする相当な事由が生じた場合もしくは第1条に定める借入利率の引下げを受けるにあたり、銀行から付された所定取引の開始・継続の条件を借主が履行しない場合は、銀行は借主に通知することなく第1条に定める借入利率の引下げを終了、または適用中の金利引下げ幅を圧縮することができるものとします。

第3条（その他）

本特約に定めのないものは、原契約の各条項を適用します。

以 上